

新潟市西蒲区ワーケーションモニターツアー業務委託 仕様書

1. 委託業務名

新潟市西蒲区ワーケーションモニターツアー業務

2. 業務の目的

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、テレワークの推進や働き方改革など、新しいライフスタイルの定着が進む中、観光地など自宅以外での仕事をしながら観光もできる「ワーケーション」が新たな働き方として注目されている。

本業務は、西蒲区における、自然豊かな環境や観光材料を活用した「ワーケーション」を推進するため、首都圏等を中心として、働く場所の自由度の高い企業や福利厚生に力を入れている企業等を対象に、西蒲区ワーケーションモニターツアーを実施し、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、二地域居住などの移住・定住政策や将来的なサテライトオフィスの開設につなげていくことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 業務内容

(1) ワーケーションモニターツアーの企画・運営・集客に関する業務

業務実施にあたっては、移住や将来的な企業誘致につながるようなワーケーションの仕組みづくりを目的としていることに留意すること。

① 内容

西蒲区ならではの自然・体験等の魅力を感じられる【家族向け】・【企業向け】2本のプランを企画し実施するものとする。

② 対象者

- ・新潟県外在住で、ワーケーションをはじめとする新しい働き方に関心を示しており、企業に勤めている会社員または個人事業主等、本モニターツアーの効果検証に貢献できるものであること。
- ・SNS等において本ワーケーションツアーについて発信することができるものであること。
- ・【家族向け】地方への移住について検討している、または関心を示している世帯であること。
- ・【家族向け】人数は12人程度(4組)とする。
- ・【企業向け】人数は最大10人とする。
- ・参加者の選定については、市と協議の上決定すること。

③ 実施時期および滞在期間について

- ・ツアーの開催日は令和4年12月1日～令和5年3月31日の期間で企画すること。(ただし、年末年始は除く。また、最終的な開催日は、市と協議して決定するものとする。)
- ・【家族向け】滞在期間は1泊2日とする。
- ・【企業向け】滞在期間は2泊3日以上とする。
- ・滞在施設は岩室温泉「ゆもとや」「ほてる大橋 館の湯」もしくは「カーブドッチヴィネスパ」とする。家族向けと企業向けとで滞在施設を分けて提案すること。

④ ワークスペース

- ・滞在期間中のワークスペースについては、「ゆもとや」「カーブドッチヴィネスパ」を利用すること。
- ・また、上記の他、西蒲区の魅力を感じることができる場所でのワークスペースの提案も可能とする。

⑤ オプション

- ・下記に記載するオプションを各ツアー2つ以上行程に組み込むこと
- ・「いわむろや」や「カーブドッチ」が実施している体験メニューを1つ上(体験メニューについては、各ホームページを参照)。
- ・【家族向け】移住者との交流会を設定すること。移住者との調整は区で行います。
- ・【企業向け】サテライトオフィス開設に向けたオプションを設定することが望ましい。
- ・雨天時等に備えて代替プログラムを用意すること。

⑥ モニターツアーに係る経費

- ・新潟市西蒲区までの交通費(東京駅～燕三条駅を想定)、宿泊費(食事込可)、体験料、ワークスペースの使用料、保険料、滞在期間中に必要な移動手段、募集経費、その他ツアー造成にかかる経費は委託費に含むこと。

(2) 効果的な募集方法の提案及び実施

- ・参加者の募集は、企業や参加者に対して訴求力が高く、参加意欲を高められるような事業PRを実施すること。
- ・集客の際、参加者アンケートの協力及び事業記録用の写真撮影がある旨やSNS等で本ツアーの発信をすること等を事前に周知すること。

(3) アンケートの実施

- ・アンケートの実施及び分析については、参加者のニーズや課題を的確に把

握するため、効果的な手法を検討の上、実施すること。

・アンケート内容については、本事業の目的達成につながるため、最低限、下記項目について調査を行うこと。なお、アンケートに記載すべき内容は、市と受託者が協議して決定すること。

- ・ツアー全体の満足度とその理由
- ・西蒲区に対するツアー前後の印象
- ・ワークスペースに対する評価
- ・宿泊施設に対する評価
- ・体験メニューに対する評価
- ・その他、オプションに対する評価
- ・【家族向け】移住希望の有無
- ・【企業向け】サテライトオフィス希望の有無
- ・その他、目的を達成するために必要な項目

(4) アンケート分析による効果検証の実施

- ・アンケート結果を基に課題についてまとめること。

5. 業務上の留意事項

- ・業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、市と受託者が協議して決定する。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大や災害等の不可抗力により、事業が中止や内容変更となった場合、本事業も契約を中止したり、委託内容・経費等について再度調整したりする場合がある。なお、契約締結後にやむを得ず事業を中止した場合、中止までに要した経費について支払うものとする。

6. 成果品（事業報告書）の提出

- ・ツアー参加者を対象としたアンケート調査を参加者全員分提出する。
- ・アンケートの分析結果について提出する。
- ・当該業務において撮影した写真データ（DVD-ROM等）を提出する。
- ・「5 業務内容（2）」にて作成した参加者募集に関する資料を提出する。

7. 成果物等の著作権

- ・本業務の履行により設計・構築した成果品の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等に係る著作権等についてはこの限りではない。
- ・本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用

に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

8. 一般事項

- ・ ツアー開催に当たり、市および受託者は本業務に係る参加者間の私的トラブルについて一切の責任を負わない旨を、参加者に十分に周知すること。
- ・ 事故等の場合に備え、旅行保険に加入すること。
- ・ 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任で賠償する。
- ・ 受託者は、計画業務が完了した時、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

9. 再委託の制限等

本要綱に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合にはこの限りではない。

10. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果品を市の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならず、契約期間が終了した後も同様とする。

11. 個人情報の保護

受託者は、本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事項から保護するため、後述する「個人情報取扱特記事項」を参考に必要な措置を講じるものとする。

12. 特記事項

- ・ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、市と協議の上対応を決定する。その他、プロポーザルの提案に基づく事項を実施すること。
- ・ 受託者は委託業務を行う際に造成するツアー内容について「新しい生活様式」「新しい旅のエチケット」等を参考に、新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約を履行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。